

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N558
2017・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

妊娠しても働き続けられるために……………長尾詩子
一制度改善を勝ち取ったJALCAマタニティハラスメント訴訟勝訴的和解について

大崎事件 再審開始決定出る……………森 雅美

山城博治氏ら国連を訪問、沖縄の人権状況を訴える……………金高 望

共謀罪の施行と今後の展望……………菊地智史

第16回人権研究交流集会

☐分科会紹介 ☐チケット普及についてのお願い

弁学合同部会の議長に就任して (上)……………北村 栄

定時総会に参加して……………司法修習生

ロースクールの実情と法曹養成

現在の法曹養成の場でいいですか……………渡邊萌香

改憲問題対策法律家6団体連絡会主催集会報告

「私たちは、九条に自衛隊を明記する安倍首相の提案にどう向き合うべきか」……………柿沼真利

シリーズ 憲法審査会審議批判⑤

国と地方のあり方……………久保木太一

☐自衛隊の存在を九条に明記する安倍改憲提案に反対します (改憲問題対策法律家6団体連絡会)



モスタルの子ども

妊娠しても働き続けられるために

制度改善を勝ち取った JALCAマタニティハラスメント訴訟勝訴的和解について

東京 長尾 詩子

第一 はじめに

六月二八日、東京地裁民事第二部佐々木宗啓裁判長の下で、JALCAマタニティハラスメント訴訟が勝訴的和解をしましたので、御報告します。

第二 訴訟の概要

1 妊娠した客室乗務員(CA)の労働条件

JALにおいては、妊娠が確認された客室乗務員は乗務資格が停止され、航空機に乗務することができなくなります。乗務できない客室乗務員は、労務提供がないものと扱われ、無給でした。

女性労働者の労働条件改善の闘いとJALCAの労働組合の要求等を受け、JALでは、一九八〇年に産前地上勤務制度を設けました。これにより、妊娠して乗務資格が停止された客室乗務員は、希望すれば地上勤務に就き、賃金等を得られるようになりました。

しかし、二〇〇八年、JALはCCU(「キャビンクルーユニオン」の略。原告が所属する客室乗務員を組織する労働組合)の強い反対にもかかわらず、妊娠した客室乗務員が希望しても「会社が認める場合」(会社許可要件)でなければ産前地上勤務に就けないように産前地上勤務制度を改悪しました。この改定によって、実際に多くの客室乗務員が産前地上勤務に就くことができず、意に反した無給休職(産前休職)を余儀なくされること

となりました。しかも、産前休職は無給となるだけではない。健康であってもアルバイトさえ禁止され、勤続年数も算定されず(昇給、昇格、退職金に影響する)、社宅に入居していれば退去を強制されることになり、退職する者も少なくありませんでした。

2 本件の事実経緯

二〇一四年八月に、原告は、妊娠を確認し、産前地上勤務を申請しました。しかし、JALは、この申請を拒否し、原告の意に反して本件休職命令を発令しました。

原告とCCUは話し合いをしましたが、解決に至らず、二〇一五年六月一六日に、休職発令の無効確認、未払い賃金の請求、慰謝料の請求を求め提訴しました。

3 訴訟における主張と立証

原告は、本件訴訟において、①改定された産前地上勤務制度に加えられた会社許可要件は、労基法六五条によって妊娠した女性労働者が与えられた軽易業務転換請求権を制限するものであって違法無効である、②妊娠等を理由とする不利益取扱いを禁止した均等法九条三項に違反して違法無効である、③仮に規定自体が違法無効でないにしても、JALは原告を産前地上勤務に就けることが容易であったにもかかわらず、何らの配慮・検討すらせずに本件休職命令を発令したものであつ

て、本件休職命令は労基法六五条三項、均等法九条三項に違反する、と主張しました。

これに対して、JALは、客室乗務員の職務は航空機における乗務に限定されており、妊娠によって乗務できなくなるのは客室乗務員の責めに帰すべき事由による労務不提供であるため、当然にノーワークノーペイの原則が適用され、労基法六五条、均等法九条三項は適用される余地はない、との主張に終始しました。

原告とCCUは、二〇〇八年以前及び現在における職場における産前地上勤務の実態を調査し、産前地上勤務者の配置先・人数などを明らかにしました。これに対する反論という形で、提訴前には明らかにしなかったJALにおいて産前地上勤務配置先・人数などを一部開示しました。

一部開示ではありましたが、JAL内の工夫でより多数の客室乗務員を産前地上勤務に就けることが容易であることが明らかにしました。

それとともに、原告としては、産前地上勤務に就けず休職発令された場合の不利益性の立証には注力しました。

訴訟における最大のハイライトは、証拠調べでした。原告側の反対尋問を踏まえ、裁判長がJAL側の証人に対して、厳しく迫り、JALの制度は、「退職させるためのシステムに見える」と発言した時でした。

4 訴訟提起による制度運用の前進

もともと、JALは、本件訴訟提起後、産前地上勤務の配置先を増やし、社宅から退去しなくて良いようにし、産前地上勤務の短時間勤務制度を導入する（もともと、この短時間勤務制度は給料額も低額になるという問題がありました）などしました。

二〇一七年三月には、今後、原則として希望者全員を産前地上勤務に就ける運用を開始すると発表し、五月には二〇一八年度から短時間勤務と普通勤務を客室乗務員が選択できるようにすることを検討するとCCUらに告知しました。本件訴訟において、JALの産前地上勤務制度とその運用の不利益性と違法性が明らかにされるなか、JALはその制度運用を改善せざるを得なくなったのです。

第三 和解成立

1 和解概要

裁判所の訴訟指揮の下、JAL、原告、CCU（利害関係人として参加）は、以下の概要の和解を締結した（一部守秘条項があり、その箇所については下記には記載していない）。

① 今年度から産前地上勤務希望者全員を地上勤務につける。

② 来年度から、地上勤務はフルタイムか短時

勤務が選択できるようにする。

③ CCUに、産前地上勤務の配置先と人数を開示する。

④ 制度運用と問題点解決についてCCUとの団体交渉の協議事項にする。

2 和解の意義

原告は、日々大きくなるお腹を抱え、初めての妊娠で不安も尽きないなか、JALと交渉し、提訴の準備をしました。そして、出産し、幼子を育てながら弁護士団会議に出席し、裁判期日に出頭し、できる限りの支援要請を行いました。大変だったことと思います。

そんな原告の提訴のモチベーションは、今後、妊娠出産する後輩の客室乗務員が働き続けられるようにとの思いでした。

ですので、上記の和解は、原告にとっても、CCUにとっても、勝訴的解決でした。

また、本件和解は、労働組合が労働者とともにマタニティハラスメントを是正させ、妊娠した女性が働き続けることができる確かな可能性を示したものである点にも多大な意義があります。

弁護士団は、今野久子、長谷川悠美（以上、東京法律事務所）、今村幸次郎（旬報法律事務所）、橋本佳代子（ウエル法律事務所）、船尾徹、安原幸彦、竹村和也【主任】、長尾詩子（以上、東京南部法律事務所）です。

大崎事件 再審開始決定出る

鹿児島 森 雅美

1 はじめに

本年(二〇一七年)六月二十八日、鹿児島地方裁判所は原口アヤ子氏が申し立てた、いわゆる大崎事件第三次再審請求において、再審開始を決定した。「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則に立った決定として高く評価できる。

第一次再審請求から関わり、第一次再審における二〇〇二年三月の再審開始決定に立ち会った私としては、一五年間も待った二度目の再審開始決定であり、格別感慨深いものであった。

本件再審を通じ、証拠開示への高い壁や、再審における検察による抗告の不合理を感じ続けた年月であった。

2 事件の概要について

大崎事件は、一九七九年一〇月に被害者の遺体

がその敷地内の牛小屋から発見されたことに端を発した事件で、原口氏が元夫、義弟と三人で共謀して被害者を殺害し、義弟の息子も加えた四人で遺体を遺棄したとされる事件である。

原口氏は逮捕以来一貫して無罪を主張してきた。しかし、最高裁まで争ったが共犯者とされる三人の自白供述により原口氏は懲役一〇年の判決を受け確定した。

確定判決の証拠構造は極めて脆弱であった。解剖医城哲男氏の鑑定は死因につき「他に著しい所見を認めませんので、窒息死を推定する他ありません」というもので、窒息死を積極的に認定できるだけの証明力はなく、原口氏及び他の三人を犯人とする証拠としては、殺害の共犯者とされる二人の「西洋タオルを頸部に二回巻いて両端を力一杯引いて絞めた」という自白供述、及び共謀等を目撃したという義弟の妻の供述だけであった。ただ、

共犯者の三人は控訴せずに服役したという事実がこれまで大きな障害となってきた(なお、後日三人とも無罪を主張した)。

3 再審の経過について

一九九五年四月、原口氏は第一次再審を申立てた。鹿児島地裁は二〇〇二年三月、確定審における城鑑定に疑問を呈し、共犯者とされる三人の供述は信用性が低いとして、再審開始決定をした。しかし高裁宮崎支部は決定を取消し、最高裁はそれを維持した。

二〇一〇年八月には第二次再審を申立てたが、その扉は開かれなかった。

ただ、第二次再審請求の即時抗告審において、福岡高等裁判所宮崎支部は総合評価の中で高木光太郎氏・大橋靖史氏による供述心理鑑定(高木・大橋旧鑑定)を踏まえ、共犯者とされる元

夫、義弟の供述の信用性につき「それ自体だけでは決して高いものとはいえない」と指摘した。しかし原口氏らの共謀等を見聞き等したという義弟の供述は十分信用でき、その供述が元夫・義弟の供述の信用性を支えるとした。弁護団はこの判断を前提に、義弟の妻の供述の信用性が重要なポイントになると考えた。

4 第三次再審請求における 鹿児島地裁での審理内容

弁護団は、二〇一五年七月に申立てた第三次再審請求において、死因に関する法医学者吉田謙一鑑定人の鑑定書とともに、義弟の妻の供述の信用性に関する供述・心理鑑定書（補充鑑定書を含む「高木・大橋新鑑定」という）を新証拠として提出した。

鹿児島地裁は、原口氏の年齢等に理解を示し、迅速かつ必要な審理をした。吉田鑑定人、検察側の医学鑑定人、及び高木・大橋鑑定人の尋問を短期間に実施し、高木・大橋鑑定については、当初の鑑定に対する疑問点を述べて積極的に補充鑑定を求め、それに関する再度の尋問も実施した。

5 再審開始決定の内容

決定は吉田鑑定について、死因を頸部圧迫による窒息死と推定した城鑑定の証明力を減殺するも

のとし、高木・大橋新鑑定は専門家による供述分析として一定の合理性があり、義弟の妻の供述の信用性を減殺するとした。

その上で、決定はこれらの新証拠と確定審、第一次から第三次再審請求までに提出された全証拠とを総合評価した。

決定は死因に関する第一次から第三次再審請求において弁護団、検察側から出された医学鑑定を慎重、かつ、つぶさに検討し、弁護団主張の事故死の可能性については否定したが、頸部圧迫による窒息死であると推定した唯一の客観証拠である城鑑定につき、死因に関する積極的な証明力は失われるとし、その結果タオルで頸部を絞めたとする元夫・義弟の自白を裏付ける客観的証拠としての意味は弱いとした。

次に、殺害に関して共犯者とされる二人の供述を、第二次再審で提出した大橋・高木旧鑑定につき、いずれの自白供述にも体験に基づかない供述であることを示す特徴がみられるという鑑定内容に信頼性があるとし、殺人の共謀に関する自白の根幹部分について変遷があり、二人には知的能力の制約があることを考慮すると、その変遷が捜査機関の誘導によることを示唆していると、二人の供述は信用性がないとした。

義弟の息子の自白供述についても、その知的障害の状況等から捜査機関の暗示や誘導の影響を受

け、虚偽の事実を供述した疑いを否定できないとした。

また、大橋・高木新鑑定における義弟の妻の供述に関する指摘を評価し、「実際に体験した者としては不可解・不自然な点が随所に認められる」として、この供述も信用性の高いものとは言えないとした。

このような判断に立つて、原口氏の殺人・死体遺棄という確定判決には、合理的な疑いが生じるとして再審開始決定をした。

この決定は再審において、供述心理鑑定における供述の信用性の評価を高く評価したこと、明白性の判断においていわゆる二段階説に立った総合評価法の手法を採用したという点で、特筆すべきと考えられる。

6 即時抗告について

検察は本決定に対して、即時抗告をした。原口氏は第二次再審請求の抗告審において「私は生き返りたい。今のままだと私は死んだも同然です。生きているうちに無罪を明らかにしてほしい」と訴えた。原口氏は現在九〇歳である。弁護団は抗告審において、迅速な審理を求め「命あるうちに無罪を」と考えている。

山城博治氏ら国連を訪問、 沖縄の人権状況を訴える

沖縄 金高 望

沖

縄平和運動センターの議長で、辺野古・高江の新基地建設反対運動のリーダーである山城博治さんが、二〇一七年六月一五日、国連の人権理事会第三五回本会議で、口頭声明を行った。これは、国連の表現の自由に関する特別報告者デービッド・ケイ教授が日本に関する報告書を公表するにあわせて、沖縄国際人権法研究会やNGOである反差別国際運動（IMADR）が協力して計画してきたものである。

山城議長に与えられた時間は一分三〇秒。山城議長は、英語で、次のように力強く訴えた。

私は沖縄における米軍基地による人権侵害に対し、平和的な抗議運動を行っている山城博治です。日米両政府は沖縄の人々の強い反対にもかかわらず、新たな米軍基地を沖縄に建設しようとしています。

市民は沖縄の軍事化に反対して毎日抗議活動を行っています。日本政府はその市民を弾圧し、暴力的に排除するために大規模な警察力を沖縄に派遣しました。

私は抗議活動の最中、微罪で逮捕され、その後二回遡って逮捕されました。勾留は五か月間にも及びました。面談は弁護士以外との接見を一切禁じられ、家族とも会うことを許されませんでした。私は、自供と抗議運動からの離脱を迫られました。

これらは当局による明らかに人権侵害です。しかし私も、沖縄県民もこのような弾圧に屈しません。

私は、日本政府が人権侵害を止め、新しい軍事基地建設に反対する沖縄の人々の民意を尊重することを求めます。

N

GOの口頭声明に対しては、政府は反論権を有している。日本政府は即座に反論権を

行使し、山城議長の拘束は抗議運動が理由ではなく、暴力を含む犯罪行為があったからである、拘束は刑事手続法に従って裁判所の許可も得た、法に基づく適正なもので、国際法違反ではないなどと述べた。いつものとおり、国内法を適正に執行した結果であるとの反論である。しかし、問われているのは、日本の国内法を形式的に適用し、新基地建設反対運動のリーダーを五か月にもわたって拘束するだけでなく、弁護士以外との面会を禁止して社会から隔離したことが、国際人権法の到達水準から乖離していることである。デービット・ケイ特別報告者の報告も、抗議行動に不釣り合いな制限が加えられているとして、表現の自由に対する萎縮効果が懸念されると指摘している。

翌

六月一六日には、国連ビル内で、沖縄の基地問題と表現の自由に関するシンポジウム



【上】シンポジウム（提供：沖縄国際人権法研究会）



【左】山城博治氏

を開催した。シンポには、山城議長のほか、デービッド・ケイ特別報告者、メディアから沖縄タイムスの阿部岳記者が登壇し、私も山城議長の弁護人として登壇した。

私からは、沖縄県民は加重な米軍基地負担を押しつけられ、日本国内で差別的取り扱いを受けていると感じていること、沖縄における新基地建設

反対運動は表現の自由として最大限の保障を受けなければならぬこと、国内法を形式的に適用して山城議長を長期間身体拘束し、しかも弁護人以外の人との面会すら許さなかつたことは、後進的な日本の刑事司法においても異例のものであつたこと等を報告させていた。

デビッド・ケイ特別報告者は、山城議長の身体拘束について、「軽微な案件にこれほど圧力をかけていいのか」と指摘し、「私の報告書は建設的なもので、今ある表現の自由を更に強化しようという内容だ」などと述べて、日本政府に對話を求めた。

ち

らに、私たちは、六月一六日のシンポジウム終了後、国連人権高等弁務官

事務所を訪れ、国連特別報告者のアシスタントらと面談する機会を得た。特別報告者アシスタントらから、「山城議長のこととは人権擁護者である」と認識している」「今後も見守っていく。安心してほしい」「引き続き情報を提供してほしい」等の発言があり、山城議長はじめ訪問者一同、大変感動し、勇気づけられた。

連の日程を通じて、私は、国際社会が、日本における表現の自由の危機に関心を寄せ

てゐることを肌で感じる事ができた。折しも六月一日には、日本の国会で共謀罪を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法の改正が成立した。この新法には、プライバシーに関する特別報告者であるジョセフ・カナタチ教授が、表現の自由やプライバシーを不当に侵害すると警鐘を鳴らしていた。これら特別報告者の指摘に対し、日本政府は真摯に対応しているとは言ひ難い。日本は、現在、人権理事国の一つである。日本政府には、その名に恥じない振る舞いをしてほしいものである。

山城議長は、今回の一連の行動を経て、沖縄が世界に繋がっていることを実感したと繰り返し発言しているが、私も同感である。今回の取り組みを単発のもので終わらせず、繰り返し国際社会に訴えかけていくと同時に、その成果を日本国内でも生かす活動を強めていきたいと思います。

共謀罪の施行と今後の展望

東京 菊地 智史

第1 個人的な思い

今、鮮明に思い出すワンシーンがある。事務所の街宣で、蒲田駅前でのビラ配りの際、ビラを受け取って立ち止まり「私は無力で何もできないから、弁護士さん私の代わりに頑張って止めてね、こんな法案を通さないでね」と激励してくれたご婦人がいた。

あのご婦人の期待に応えられず法案の可決を許してしまったこと、一介のひよっこ弁護士である自分の非力さは認識しているが、それでも本当に悔しい。ご婦人の激励に対し、「ありがとうございます、頑張って止めます」と答えた自分に今できることは、諦めず、共謀罪法を機能させないための取り組みを始めることだと思う。

以下では、共謀罪に関する今後の取り組みにつき、展望を示すことを試みたい。

第2 強行採決の違法性

まず、今回の参議院本会議における強行採決が国会法に背くものであることを確認しておく必要がある。「強行採決というレッテル貼りで印象操作をするな」という言説はネット上において既に見られ、安倍政権が同様の主張をすることが予想できる。

まず、今回の強行採決は、中間報告・委員会審査省略、という例外的な手段を用いてなされたものである。

原則的に、わが国における国会での議論は「委員会中心主義」を採る。まずは専門知識や得意分野を持つ議員で構成された比較的少数の委員会での議論につき徹底的に議論し、その結果を踏まえて本会議では議員全員で採決を取る。これが、国会における原則的な手続の流れである(国会法(以下「法」という)五六条二項本文)。

ところが今回、与党は「中間報告」(法五六条の三)という手続を用い、委員会でも審議されていた共謀罪の議論を参議院本会議に移行させ、「委員会審査省略」(法五六条二項)という手続で、委員会審議を打ち切り、本会議で採決に及んだ。

ここで、「中間報告」には「特に必要があるとき」という要件が、「委員会審査省略」には「特に緊急を要するもの」という要件が、それぞれ課されている。例外的な手続であるため、このような要件により制限が課されているものと理解できる。

ここで、「特に必要があるとき」とは、「典型的には、委員会に付託した案件の審査が著しく遅延し、これを放置しては当該案件が必要とされる期間内に議決されないような場合」をいう(有斐閣 浅野一郎ら編著『新・国会辞典』一三三頁)。共謀罪においては、政府が説明するようなテロ行為が現在わが国において発生する現実的危険性・

切迫性は無く、また仮に「オリンピック開催に当たり共謀罪が必要」だというのであれば、じつくりと議論し二〇二〇年に間に合わせればよい。

このように、いかなる意味でも、共謀罪については「必要とされる期間」というものを観念できず、「特に必要があるとき」という法の要件は充たされない。

また、「委員会審査省略」の趣旨は、「議案によっては、委員会の審査を待っていたのでは時期を失する場合もある」（前掲書二二九頁）これを回避することだ。そうであれば、共謀罪においては失するに値する「時期」など観念できないのだから、「特に緊急を要するもの」という要件も充たされない。

以上見てきたように、要件の充足がない点で、今回の「中間報告」「委員会審査省略」は違法である。

第3 これからの闘い

1 びびらない！

最も大切なことは、私達青年法律家協会が萎縮せずに活動を続け、労働組合や市民活動等運動を担う人々を元気づけ、萎縮させないことである。

思想家の内田樹氏は、共謀罪の狙いは監視・密告社会の実現だと述べる。警察の現在の予算規模に照らすと、市民をして相互に「共謀」の有無につき監視・密告をさせ、警察捜査を代替させることが目的だという。

氏の見解は、警察権力の過小評価の点で些か楽

観的だが、監視・密告社会が権力にとりコスバ（コストパフォーマンス）のよい状況だと看破した点は傾聴に値する。そして、コスバの観点からは、市民運動が萎縮すれば監視・密告に費やされるべき労力さえ不要となり、権力にとり理想的な状況となる。

弁護士や市民活動には、市民の権利を守るために権力と対峙すべき局面がある。そうであれば、私達は萎縮せず、権力にとり面倒な存在でなくてはならない。「絶対にびびらない」という精神で業務・活動に臨むべきである。

2 政治的な運動

共謀罪法が施行された以上、国会における共謀罪法の廃止法の成立・施行により共謀罪を廃止することが理想的である。

そのためには、次の国会で共謀罪法廃止法案を提出しておき、政権が変われば廃止法が通るという状態にしておく。また、立憲野党が自信を持つて法案を提出できるよう、法案廃止が国民の多数意見であることを可視化する。署名運動により、共謀罪反対の世論を明らかにするべきだ。

また自公が政権にいる現在の時点でも、曖昧な要件の明確化など、不当な人権制約の危険を孕む文言の修正を迫る。

このような政治の場における働きかけを絶やさず行っていくことで、共謀罪廃止・死文化の土台

を作るのである。

また、これと並行して、共謀罪を通信傍受法の対象にすることを防ぎ、盗聴等人権侵害の可能性の高い捜査手法の拡大を防ぐことも必要になる。

3 弁護士としての活動

まずは、不幸にも共謀罪による逮捕がなされた場合に、迅速に弁護活動ができるよう、体勢作りをしておくことが考えられる。

この点、逮捕第一号は、オレオレ詐欺の犯罪集団や反社会的勢力など、共謀罪による逮捕につき国民の理解を得やすいような対象が標的になる可能性が高いだろう。そのような場合に国民世論にどのような訴えをするのか、今から議論しておく必要があろう。

また、国連と連携して、国際人権の観点から政府に働きかけてゆくことも有効だろう。弁護士としては、国際人権法の知識を深め、説得力あるレポートを国連に提出することが考えられる。

第4 終わりに

このように、共謀罪の施行を受けて私達青年法律家協会の弁護士にできることは、いくらでも存在する。私個人も、ひよっこ弁護士なりに、やるべきことをやっていきたいと思う。青年法律家協会の皆様の、これまでと変わらぬ、いやむしろより力強いご活躍を確信して、筆を置く。

第16回

人権研究交流集会（11/25・26 大阪）☐ 分科会の紹介☐

「新基地建設」は阻止できるか？

沖縄分科会

沖縄県名護市辺野古沖の新基地建設問題について、昨年末に県対国の違法確認訴訟に最高裁判決が出たあとも、建設阻止を掲げる沖縄県と県民のたたかいが続いています。

二〇一七年四月、沖縄防衛局は、埋立工事に着手しました。同年七月二四日、沖縄県は、無許可で行われている岩礁破砕行為は違法として、国に対し岩礁破砕の差止め及び土砂・岩石採取の差止訴訟を提起しました。また、キャンプ・シュワブゲート前では、反対運動をする市民の強制排除及び市民を微罪で逮捕する事態が相次いでいます。

県が埋立承認の撤回を含めさまざまな対抗手段を探るなか、現場で反対運動を行っている市民

は、何を見聞きし、何を感じているのでしょうか。沖縄分科会では、刻々と変わる辺野古をめぐる情

勢を踏まえ、法的見地からの解説と、現地からの声を報告いたします。

登壇いただくのは、米軍基地問題についての法的分析、問題点と課題解決への取り組みをライフワークとする新垣勉弁護士と、安保関連法に反対するママの会@沖縄のメンバーで辺野古新基地建設や高江ヘリパッド建設の反対運動を現地で行っている城間真弓さんです。

新基地建設を阻止するために何が必要なのかを参加者の皆様と一緒に考えたいと思います。

（沖縄 下地聡子）

人権活動のできる法律事務所経営

——人権擁護の砦を守るために

事務所経営分科会

今、人権活動の拠点となっている法律事務所の

経営が危機に瀕しています。そして、人権活動を

第16回
**人権研究
交流集会**
あと3カ月

護士の仕事のあり方が大きく変わりつつある中で、我々も、変わらなければなりません。
二〇二二年四月、青年法律家協会東京支部の活動の中から、一般社団法人弁護士業務研究所（ベンラボ）と

担う弁護士が経済的に立ち行かなくなりつつあります。このままでは、人権活動を行う法律事務所と弁護士が経済的に破綻するか、人権活動を止めて、一般の法律業務に専念せざるを得ないというような状況を迎えます。これまで、人権活動を担う弁護士は、公然と事務所経営問題について語ることを避けてきました。経営問題を語ることは墮落への道というとなえ方があったのかもしれませんが。しかし、それでいいのでしょうか？

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする職業で、利益追求を目的とするものではありません。しかし、法律事務所の経済的基盤がなければ、弁護士としての人権活動を行うことも不可能になります。

1 ホワイト認証とは
ホワイト認証とは、ホワイト認証推進機構から独立するホワイト弁護団等が、社内労務管理規定等の整備状況や、実際の労働関係法制の遵守状況（労働環境）を審査して、基準に適合する場合に、対象企業に対して、ホワイト企業であると認証することを行います。

2 分科会の内容
分科会の狙いは、ホワイト認証制度を広く知っ

いう団体が生まれました。ベンラボは、弁護士が「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という使命を果たすための、弁護士が共同で運営する『非営利の相互支援コミュニティ』です。この分科

会では、ベンラボの六年間の実践を踏まえた報告と意見交換を行います。

（東京 指宿昭二）

ホワイト企業を活性化させるための方策

ホワイト認証分科会

ていただき、議論の中で、労働者側ではなく、経営者側の立ち位置から「あるべき労使関係」の構築が可能なのか、そのためには現実的にどのようなことが実行可能であるのか等を検討することにあります。

(1) 基調講演

まず、ホワイト認証やホワイト認証推進機構についての講演をホワイト弁護団代表弁護士の大川原栄弁護士が行います。

(2) 報告

現在まで行われてきたホワイト認証の実践例の

第16回人権研究交流集会 (in 大阪)

— 単なる理想か？ 憲法の可能性と実現力 —

チケット購入・参加のお願い

と き ○ 2017年11月25日(土) 全体会 13時～14時
分科会 14時10分～18時
懇親会 18時30分～20時30分

○ 2017年11月26日(日) 全体会 10時～13時

と ころ ○ 大阪府教育会館「たかつガーデン」(全体会・分科会)
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11
* 25日夜の懇親会は大阪国際交流センター
(会場から徒歩約5分)で行います。

参加費 弁護士協力券 2,000 円／一般参加券 500 円

1日目の全体会は、「あすわか兵庫」による憲法劇の上演を行います。

分科会では、実行委員会の中心となる大阪支部、京都支部、兵庫県支部をはじめ、全国の会員が企画したさまざまな分野の特色ある13の分科会を開催します。

2日目の全体会は、パネリストに木村草太氏、金平茂紀氏、猿田佐世弁護士、太田啓子弁護士を迎え、憲法の持つ大きな可能性と実現力をシンポジウムで深めます。

集会の詳細は、特設ホームページでもご案内しています。

人権研究交流集会は、チケット代金の収入で成り立っております。当日参加できない会員のみならずも含めて、ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

チケット(弁護士協力券・一般参加券)のお申込みは、本部事務局までお問い合わせください。特設ホームページ内のメールフォームからもチケットの申込みができますので、ぜひご利用ください。

【送金先】

銀行名：三菱東京UFJ銀行 四谷支店

口座種別：普通預金

口座番号：1119281

口座名義：青法協人権集会 杉本 朗

(セイホウキョウジンケンシュウカイ スギモトアキラ)

ご紹介を、ホワイト弁護団の所属弁護士からご報告させていただきます。

(3) パネルディスカッション

大川原栄弁護士と、学者等によるディスカッション

ヨンで、労働コンプライアンスとホワイト認証の意義を、実務的・実態的な視点及び学術的な視点等から考察するという内容を考えております。

ディスカッションを通じて、ホワイト認証の輪

郭をはっきりとさせることで、皆様に改めてホワイト認証を理解していただこうと思っています。

(あいち 瀧谷 望)

弁学合同部会の議長に就任して

青法協弁学合同部会議長

北村
栄



この六月の定時総会で議長に選出された北村です。よろしくお願いします。

まず、自己紹介と、青法協との関わり・思い入れ、そして議長として今後の青法協をどうしていきたいのかを二回にわたり述べさせて頂きます。

一 まずは自己紹介から

私は一九五五年に京都府の綾部市に生まれ、小学五年時に愛知県に引っ越し、刈谷高校、名古屋大学と進みました。

中學時代に、雜誌で正義の味方、弱い者の味方とあつた弁護士になりたいと思うようになりましたが、大学に入ったものの法律の勉強など全くせず、友人と麻雀に明け暮れる怠惰な日々を過ごして、気づけば留年の五年生になるも民法の本も揃っていない有り様でした。その後心を入れ替へて司法試験の勉強を始めましたが、択一がなかなか受からず、悶々とした日々を過ごし、やっと合格し

たのが一九八九年、一二年間もかかりました。現

在、私が後輩支援に熱心と言われるのも、この本
当に苦しかった受験生活が大きく影響をしていま
す。ですから、私が一番力が入るのは実は修習生
ではなく、悩み深き受験生ということになります。

二 青法協への入会

やつと合格した私は、研修所(當時は湯島)の門をくぐるのが毎日嬉しかったです。実は、なかなか受からなかった私は、受験中、藁をもすがる思いでイメージトレーニングのために、二度も研修所に受かって万歳をした写真を撮りに行ったことがあったからです。

青法協は修習生の時に入りましたが、当時会員は一割位。私は大学では憲法の森英樹教授のゼミ生で、憲法、平和、人権を守るという青法協に全く違和感はありませんでした。会員は大変少数派でしたが、私のあまのじやくな性格と、自由業と

して弁護士となろうとする者が、人からどう思われるかを気にするようでは情けないではないかという思いがあり、入会に躊躇はありませんでした。しかし、受験時代に封印をした麻雀が出来ることとが嬉しく、毎晩深夜まで麻雀をやり始め、会員としての活動をしていませんでしたが、当時現在の七月集会が「春の集会」として毎年五月に京都で行われており、偶々京都修習で年長だった私が地元の実行委員長はやりました。

三 弁護士になって

青法協の全国会議も当初の一、二回出ただけで支部の例会も二回に一回の参加という会員でした。が、二〇〇〇年に支部の事務局長を頼まれ、その後の支部長を含めて一五年やりました（両方五年以上やったので「永世」の称号を持っています）。その間、毎月の例会、勉強会の幹事をし幹事道を究めることになりました。また全国会議にも参加しましたが、当初は全く発言など出来ず、皆さんの発言を聞いてすごい人たちだなあと感心しきりでした。しかし、一〇年続けて参加しているとだんだん慣れてきて徐々に発言できるようになりました。

そんな、遅れて弁護士になり、青法協に参加した私が議長になるとは、人生わからないものです。次回、こんな青法協にしたいとの思いを語らせて頂きます。

（次号につづく）

現在の法曹養成の場でもいいですか

静岡県 渡邊 萌香

1 私は、何故、法曹を目指したか

私は、以前、広告代理の営業として働いていたが、かかる職種は、企業を相手とすることから、様々な企業の人と巡り合った。私が勤めていた会社も、その他の多くの会社も本当に沢山の問題を抱えていた。私は、それを上司に指摘したが、上司は、被害を直に受けているわけではない私が問題意識を持ち抗議することに対し、変わり者扱いするだけだった。

私の発言なんて、所詮、小娘の遠吠えにか過ぎないと自分の不甲斐なさに虚しくなるだけだった。

そんな時、偶然、深夜のテレビ番組で、憲法の特集をやっているのが目についた。

憲法は、国民を守るためにあって国家権力を縛るものなんだ。高校を中退し、少しはや

んちゃもした私には、法律は全て国民を縛るものだという意識が根付いていた。正に目から鱗が落ちるとはこのことだった。そして、法曹になれば、自分で変えていく力を持てるかもしれないと法曹への憧れと希望を抱いた。長くなってしまったが、以上が、私が法曹を目指すという突飛な行動に出たきっかけである。

2 ロースクールでの衝撃

ロースクールでの懇親会の時、ロースクールに入った理由を前記のように答えたら、「入試の面接用に用意したの?」と言われた。何を言われているのか意味が分からなかった。しかし、それは徐々に分かり始めた。ロースクールにいた皆は、大してロースクールに入った理由がない者が大半であった。法曹を目指すよう

な人は、私なんか及ばないもつと崇高な高い志を持った人達に違いないと思っていた私は、就職したくないといった理由でロースクールに進んでいる人の多さに衝撃を受けた。

また、何せこの道に進んだきっかけが憲法であったのだから、ロースクールで一番に期待していた授業は、憲法だった。一年時の憲法の授業は面白く、九条についての論文の課題が出されたこともあった。しかし、司法試験に出ないのだから辞めて欲しいという声が学生の中から上がり、それが影響したのかこのような課題が出ることは無くなった。それから、教授が変わったこともあり、およそ授業で九条の話が出ることはなくなった。

私は、ロースクール自体に問題があるというより、司法試験に問題があるのではないかとと思う。私の司法試験の憲法科目に対しての姿勢は、「自分の思想(考え)は徹底的に潰すべし、方法論に特化すること」であった。私の表現の自由はどこに、一体何を学んでいたのだといった感だ。ただし、司法試験に受からなければ法曹にはなれない。そもそも、賢いお頭を持つてゐるわけではない私に試験以外のことを考える余裕など一切ない。無駄なことは考えるな、やりたいことは受かってからやればいいと自分に言い聞かせた。今でも、司法試験合格

ロースクールの実情と 法曹養成

なかった。しかし、修習生の中では、そのような思想がタブー視されている状況はやはりあり、それを見たのが、上記仲間の言動だった。このタブー視されている状況は、逆に私もそれを意識せざるを得ず、話すことに気を遣ってしまっこともあった。

という意味では、上記の私の姿勢に間違いはなかったと思っている。かかる姿勢でなかったら、今でも司法試験に受かっていないだろう。

3 修習での衝撃

修習生時代は、私自身が、特別であることをリアルに気づかされた。修習仲間に、導入修習(初期)段階から、私がラインで七月集会の呼びかけを行ったことに対して、「自分の評価を落としてまで呼びかけた勇氣や理由は何か?」と尋ねられ、また、「皆の前では話にくい」と思つて」と心配して飲みにつけてくれたことに衝撃を受けた。そんなふうに見られるんだ。私としては、ラインを流したことも、特別なことをしたといった感覚はなく、自分の思想を皆の前で話しにくいと思つたこともなかった。しかし、修習生の中では、そのような思想がタブー視されている状況はやはりあり、それを見たのが、上記仲間の言動だった。このタブー視されている状況は、逆に私もそれを意識せざるを得ず、話すことに気を遣ってしまっこともあった。

今後の日程

【常任委員会】

*第2回

2017年 9月 1日(金)～ 2日(土) 名古屋

*第3回

2017年11月26日(日) 大阪

*第4回

2018年 3月 2日(金)～ 3日(土) 北陸・金沢

【第49回定時総会】

2018年 6月23日(土)～24日(日) 京都

【第16回人権研究交流集会】

2017年11月25日(土)～26日(日) 大阪

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

9月20日(水)10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

9月25日(月)18時～ 青法協本部

4 すべてを通して

この業界に入つて良かったと思うことは、皆同じに人間なんだということに気づけたことだ。皆さんお笑いになるかもしれないが、高卒の人間からしてみれば、東大卒の人間なんて自分とは頭のつくりが違う、違う生き物なのであると本気で思うのだ。ある意味偏見を持つてしまっている。それが、そんなことない、皆一緒に、そこから皆個性が分かれるんだといったことに気づけたことは、自分にとって

大きなことだった。

それとは逆に、この業界に入つてがっかりしたことは、ロースクールでも修習でも、自分の思想を伝えあつたり、議論したりすることが、なかなか出来なかつたことだ。昔の仲間の方が、よっぽど自分の事や社会の事や、あれが問題これが問題、こうしたいこう変えようと話が出る気がする。法曹こそ、そういう議論をし、またするべきであると思うのに、それが出来ない現状は変えていかなければならないと思いませんか。

改憲問題対策法律家六団体連絡会主催

7/13開催

「私たちは、九条に自衛隊を明記する 安倍首相の提案にどう向き合うべきか」に参加して

東京 柿沼 真利

1 皆さんもご存じのとおり、日本国憲法

は、九条一項で「戦争の放棄」を、二項で「軍隊・戦力の不保持」、「交戦権の否認」を規定しています。現代でも世界各国は、それぞれ軍隊を保持しており、それに比較して、日本国憲法は、かなり徹底した反戦反軍の平和主義を採用しています。そして、その反戦反軍の平和主義憲法の施行以来、今年五月三日で七〇年となりました。

その五月三日、安倍首相は、その憲法九条一項二項をそのまま残しつつ、憲法に自衛隊の存在を明記する旨の改憲を提案しました。

この安倍首相の提案は、従前の自民党改憲草案の九条関連と比べれば、あたかも既存の自衛隊の存在を単に「確認的」に規定するに過ぎず、一見「穏健化」しているようにも見えます。そして、現在、自衛隊に対する国民の一般的な評価は、災害時の被災者救助支援活動等での活躍もあり、必ずしも否定的なものばかりではなく、一定程度、肯

定的に捉えられていると言えるでしょう。

とすると、今後、上記の改憲案が具体的に手続きの組上に載った際、多く国民の間で、仮に「積極的支持」とまではいかなくても、「消極的容認」という感じで受け入れられ、改憲が実現する可能性もありうると思います。

そんな問題意識の中、今回の学習会の存在を知り、まさしく、この問題に「どう向き合うべきか」を考えるために参加した次第です。

2 今回の講師、高見勝利先生は、立憲主義

憲法における憲法改正権の最強・最恐の権力性という点に着目し、憲法の改正については、以下の五点の「その要否の基本ルール」があるということを指摘しました。

① 憲法は権力の制限規範なので、権力の拡大を目的としない

② 権力の拡大につながる改正には、より厳格な理由が必要

③ 目的達成のために、憲法改正しか手段がない場合に限り

④ 条文を変える場合は、解釈では解決できない問題に限る

⑤ 改正しても憲法の基本原理が損なわれない

その上で、高見先生は、今回の安倍首相の提案した、「憲法に自衛隊を明記する」という改定案について、その「狙い」などを多角的に分析し、上記の改正の要否の基本ルールによって認めることができるのかを検討しました。

特に、ルール⑤の点について、憲法改正によって憲法の基本原理、憲法の同一性が損なわれるようなことがないか否か見極めることが重要であり、今回の安倍首相案は、現行憲法の平和主義の基本原理を損なうものである旨述べられました。

高見先生のお話は、従前、自分が持っていない視点からの分析をしていただいたことから非常に示唆に富むものでありました。特に、「憲法に自衛隊を明記」という安倍首相案は、⑤の憲法の基本原理を損なうという点は重要であると思いました。

3 そもそも、ものすごくかいつまんで言

えば、日本国憲法が、かなり徹底した反戦反軍の平和主義をその基本原理としたのは、かつての「大日本帝国」の軍部の肥大化・暴走、無謀な戦争への突入の結果、甚大な戦争被害・犠牲者を出したという歴史的経験から、軍隊の持つ危険

性を教訓としたものです。

そして、あえていわゆる「自衛権」やそのための実力組織等について明記しなかったのも、仮にこれらを明記してしまうと、それが拡張・濫用され、「自衛」を「口実」にした戦争、さらにそれを目的とした軍備がなされるおそれがあり、九条一項二項の平和主義の基本原理が「骨抜き」にされる危険を避けるという意味があります（実際に大日本帝国による一九三三年の満州事変、一九四一年の対米英戦争等も建前上は「自衛」を謳っていました）。

このように、憲法の平和主義は、たとえそれが

他国による武力攻撃から国民の生命などを守るた

めのものであっても、そのような実力組織を憲法に明記することそれ自体を、あえて避けており、そのような組織については、これに関する法令を含めて、常に憲法の平和主義の内容により制御・抑制することを内容としています。

ここ数年、現安倍内閣は、従来違憲とされていた集团的自衛権の行使を多くの国民の反対を無視して強行的に容認・法制化し、自衛隊が、日本が他国からの武力攻撃を受けていなくても戦争参加・武力攻撃を行うことができる途を開いてしま

シリーズ 憲法審査会審議批判 ⑤ 第四、五回審査会

国と地方のあり方

東京 久保木太一

1 中谷元衆議院議員

自由民主党 高知二区
—— 第四回憲法審査会 ——

(1) 地域に主権があるのはおどましい？

中谷議員は、参考人招致が行われた第四回憲

法審査会において、大津浩参考人（明治大学法学部教授）に対する質問の中で、「地方への権限移譲等を強力に進めようと、今、地方主権という言葉がごさいます。地域に主権があるというのは、これはおどましいことでありまして」と述べた。

誠に「おどましい」この発言は、「中央集権の推進」という自民党内改憲派の狙いを露骨なまでに

いました。また、安倍首相は、二〇〇三年の「イラクは大量破壊兵器を隠し持っている」旨の虚偽の情報を口実にしたアメリカによるイラク戦争に関し、あたかもイラク側に責任転嫁をするかのような発言をして（二〇一四年五月二八日衆院予算委での答弁）これを正当化しています。このような状況を見れば、憲法によって自衛隊のような実力組織を制御することの重要性は、現代でも明らかであり、憲法に自衛隊を明記し「お墨付き」を与えてしまうようなことは、日本国憲法の基本原理を損なうものとして断じて認めるべきではありません。

表現している。日本国憲法第九四条は、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権限を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定しているところ、これに対応する自民党憲法改正草案第九五条は、「地方自治体は、その事務を処理する権限を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と書き換えられている。自民党憲法改憲草案では、地方自治体の財産管理権、行政執行権が剥奪され、地方公共団体は事務処理のみを行う団体に零落させられているのだ。

(2) 憲法明記で沖縄への基地の押し付けを正当化？

中谷議員は、同憲法審査会において、小林武参考人（沖縄大学客員教授）に対する質問の中で、

辺野古移設問題をめぐる沖縄と国との間での訴訟について、「こういった混乱がある現状の中で、やはり国の安全保障と地方の主権とをはっきりと憲法に明記して、国の安全保障の措置と国民の生命、暮らしを守るという権限のあり方について、あらかじめ憲法に規定しておくことが必要である」と述べた。

この発言は、中谷議員が辺野古移設問題における国の立場を擁護する発言を縷々続けたのち、その締め括りとしてなされたものであるため、文脈的に、中谷議員は、米軍基地の押し付けに対して沖縄側が抵抗することを封じるために憲法改正を行うことを求めたものと解される。

この発言に対し、小林参考人は、「私は、この問題は、憲法に国と地方の関係が明確に書かれていないからではなくて、国と地方の関係についての政府の御理解が決して当を得たものではない、そこに原因があるんだというふうに思っております」と述べているが、まさしくその通りである。

2 田畑裕明衆議院議員

自由民主党 富山一区
第五回憲法審査会

(1) 「地方自治の本旨」を「明確化」の名の下に「すり替え」?

田畑議員は、第五回憲法審査会において、「地方自治の本旨の明確化、これについてもしっかりと明文化をすべきだと思います。住民自治や団体自治をしっかり書き込み、地方自治というのは、やはり住民の参画をしっかりと基本として、身近な行政を自主的、また自立的に実施すべきだということを明文化すべきだと思うわけであります」と述べた。

これと同趣旨の発言は他の自民党議員からもなされており、とくに前半の「地方自治の本旨」（日本国憲法第九二条）の明確化のための改憲については、民進党の細野豪志議員も含めた野党議員からも提案されているところである。

前半部分の地方自治の本旨の明確化について、日本国憲法は地方自治について条文を四つ置くだけであるため、規律密度が低いことは間違いない。しかし、そもそも「地方自治の本旨」の解釈とそれに基づく立法によって実務が滞りなく行われている中で、わざわざ憲法改正を行ってまで「地方自治の本旨」を明確化する必要性はない。加えて、自民党内改憲派は「明確化」と称して、実際は「すり替え」により、自治権を狭めようとしていることに注意しなければならない。田畑議員は「住民自治や団体自治をしっかりと書き込み」と述べているが、自民党改憲草案第九二条は、「地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政

を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う」と規定するのみであり、「住民自治」も「団体自治」も書き込まれていない。すなわち、「住民自治」とは、住民自身が自治を行うことを意味し、住民が自治に（いわば第三者として）「参画」することではない。また、「団体自治」は、団体内部の問題についての自治権を地方公共団体が独立的に有するというものであり、「住民に身近な行政」のみに団体の権限が認められているだけでは足りないのである。

「地方自治の本旨」の明文化は、教育無償化同様に一見すると問題がなさそうであるが、「お試し改憲」による国民の改憲アレルギーの払拭という意図に加え、実は「地方自治の本旨」を後退させるという大問題を孕んでいる。

(2) 一票の格差を正当化するための憲法改正?

田畑議員は、同憲法審査会において、「参議院の合区の解消について、地域代表性の明文化、また都道府県代表制の法制化といったことについても、当然議論をし、一定の結論を出すべきだというふうに考えるものでございます」と述べた。

この発言も、田畑議員オリジナルのものではなく、改憲派の与党議員の多くの見解を述べるものである。

残念ながら、参議院の都道府県代表制の法制化は、一票の格差という由々しき問題についての

処方箋にはなっていない。憲法改正という大げさな方法こそ用いられているものの、結局は屁理屈によって一票の格差を正当化し、現状の選挙制度

を追認しているだけだからである。検討されるべきは憲法改正ではなく、多様な民意が正確に反映される比例代表を中心とした選挙制度の導入も含

めた立法による選挙制度改革ではないだろうか。

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎アピール

自衛隊の存在を九条に明記する安倍改憲提案に反対します

安倍首相は、今年五月三日の憲法記念日に、「憲法九条一項二項をそのまま残し、自衛隊の存在を記述する」との改憲案を提唱し、「二〇二〇年を新しい憲法が施行される年にしたい」と表明しました。自民党は、これを受けて、今年中に党としての改憲案を憲法審査会に提起し、来年の通常国会中に発議しようとしています。七月二日の東京都議会議員選挙では、自民党は「歴史的な大敗」という厳しい審判を受けました。にもかかわらず、首相と自民党は、この改憲の方針をなお諦めようとしていません。

私たち、改憲問題対策法律家六団体連絡会は、自衛隊の存在を九条に明記するとして安倍改憲案に、下記のとおり、断固として反対するものです。

そもそも、安倍首相の上記発言は、憲法九九条によつて憲法尊重擁護義務を負い、かつ七三条一号によ

り「法律の誠実な執行」の事務を担って、六六条三項によつて「行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う」内閣の首長としての立場（権限）と義務に違反します。

さらに、二〇二〇年と期限を区切って改憲を提唱する背後には、秘密保護法、安保法制（戦争法）、共謀罪と同様の手口により、強引に手続を進め、最後は数の力で改憲発議を行おうとする魂胆が透けて見えます。これは、憲法が国家権力を縛る根本規範であるがゆえに最高法規とされていること（憲法九八条一項）や、改憲の発議権を有する国会（両院の憲法審査会）と憲法制定権力を有する主権者国民（憲法九六条、一条、前文）を無視する態度であり、立憲主義と国民主権原理に違反する行為です。

「憲法九条一項二項をそのまま残し、自衛隊の存在を記述する」とする内容を見ても、憲法に明記されて合憲化される自衛隊は、少なくとも二〇一五年制定の安保法制（戦争法）によつて、集団的自衛権行使や他国軍への「後方支援」の権限を付与された自衛隊であり、「専守防衛の任務に徹する自衛隊」ではないことに注意が必要です。

そればかりでなく、自衛隊の憲法上の明文化により、集団的自衛権の全面行使、緊急事態における国民の権利制限や国家権力の政府への集中、いわゆる軍法会議の設置などに対する歯止めがなくなる可能性があることも見過こせません。

自民党の憲法改正推進本部は、「憲法九条の従来の政府見解を動かさない」などとしています。政府による憲法九条の解釈は、二〇一四年七月一日の閣議決定による集団的自衛権の一部容認により既に大きく

変更されています。安倍政権と与党は、砂川最高裁判決といわゆる一九七二年政府見解を根拠に持ち出して、黒を白と言いくるめるがごとく集団的自衛権の行使を認め、それでも「政府解釈は従来から一貫して変わらない」と強弁したことは記憶に新しいところです。

二〇一四年七月一日の閣議決定とそれに基づく安保法制(戦争法)により権限が拡大された自衛隊を憲法上明記すれば、違憲だった安保法制(戦争法)が合憲化されるだけではなく、『陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。』と規定した憲法九条二項の「死文化」「空文化」をもたらしします。「武力によらない平和」から「武力による平和」へと憲法の基本原理である平和主義は、正反対の内容へと変質します。いわゆる「加憲」であっても、それと矛盾・抵触する他の条文(九条一項、二項)は、その意味を失うか修正されるのであって、それは「後法は前法に優る」という法の一般原則からして明らかです。

その意味で、今回の安倍首相の改憲案は、九条二項を削除して九条の二で国防軍の規定をおくとする「自民党二〇二二年改憲案」と狙いは基本的に同じです。

そのほか、安倍首相の「提案」を受けて自民党が検討するという改憲項目の中で、内閣に法律と同一の効力を有する政令制定権を与える緊急事態条項の新設は、国会の立法権を奪い、国民に深刻な人権侵害をもたらす危険があり、反対です。また、教育の無償化や選挙制度改革に、憲法改正は必要ではなく、法

律や予算措置などによってこそより適切に対処できます。

私たち改憲問題対策法律家六団体は、この間、安倍政権や自民党などが推し進めてきた改憲の動きに対し断固として反対し、これを阻止するための取り組みを進めてきました。本日も、高見勝利氏を講師に迎えて、学習講演会「私たちは、九条に自衛隊を明記する安倍首相の提案とどう向き合うべきか」を開催して理論を学びました。

私たちは、改めて、安倍政権の反立憲主義・反民主主義的姿勢に強く抗議するとともに、今、安倍政権が推し進めようとしている「九条に自衛隊を明記する改憲案」をはじめとするあらゆる改憲の企みに反対する大きな国民世論を作るために、全力を挙げていくことをここに宣言します。

二〇一七年七月三日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 代表理事 宮里 邦雄
自由法曹団 団 長 荒井 新二
青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長 北村 栄
日本国際法律家協会 会 長 大熊 政一
日本反核法律家協会 会 長 佐々木 猛也
日本民主法律家協会 理事長 右崎 正博

編集後記

▼共謀罪の強行採決に至るこの間に二回だけ、国会前の集会に参加した。どちらも衆参両院の採決の日で、怒りのエネ

ルギーは一層高まっていた。戦争法と解積改憲阻止の時ほどの人数は集まらなはいとはいえ、これだけの長期にわたり自発的な集会が継続されているのは素晴らしいことだ。「国会前に行けば自分の意見を形にできる」という確信によって支えられ、それぞれが自分に出る範囲で国会前に集まってくる。その様子を見ているだけで勇気が湧いてくる。▼小選挙区制の下、「二強政治」に慢心した政治家の暴挙と暴言が目につく。しかし近い将来、きっと国民の明確な意思がこの理不尽な政治状況を変えていくだろうと確信できる。次は九条改変の策動か？ 何とかしようよ！

(米倉 勉)